

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壱岐市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県壱岐市長

公表日

平成27年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>・児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①認定請求申請に関する事務 ②受給者の異動(額改定、喪失)、照会に関する事務 ③受給資格の決定(所得判定)に関する事務 ④支払額改定、支払額計算等の支払処理に関する事務 ⑤年齢到達処理に関する事務 ⑥現況届の作成、通知書の作成に関する事務 ⑦報告資料の作成に関する事務</p>
③システムの名称	1.児童福祉システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(26、30、87の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19、44条)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(74、75の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部こども家庭課
②所属長	市民部こども家庭課長 増田誠
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 TEL 0920-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

